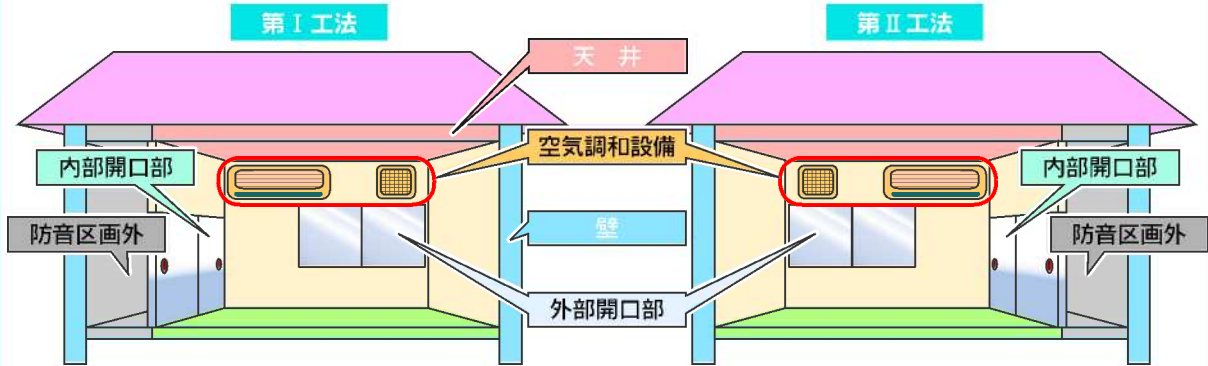


1 ・ 住宅防音工事とは ……

(1) 住宅防音工事の内容



区分	第Ⅰ工法	第Ⅱ工法	
施工対象区域	80WECPNL以上の第一種区域	75WECPNL以上80WECPNL未満の第一種区域	
計画防音量	25dB以上	20dB以上	
工事内容	屋根	在来のまま	
	天井	在来天井を撤去し、防音天井に改造	原則として在来のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
	壁	在来壁を撤去し、防音壁に改造	
	外部開口部	防音サッシ（第Ⅰ工法用）の取付	防音サッシ（第Ⅱ工法用）の取付
	内部開口部	防音建具（襖、ガラス戸等の取付）	
	床	原則として在来のまま	
	空気調和設備	換気扇及び冷暖房機等の設置 （冷暖房機は、第Ⅰ工法の場合最大4台まで、第Ⅱ工法の場合最大2台まで）	
その他	防音工事に伴う必要な工事		

(2) 住宅防音工事の区分

1 新規防音工事

初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象として行います。

2 追加防音工事

新規防音工事を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事で、世帯人員に応じ5居室を限度として、家族数+1居室から新規防音工事で実施した居室数を除いた居室数までを対象として行います。

3 一挙防音工事

新規防音工事と追加防音工事を同時に行う住宅防音工事です。世帯人員に応じ5居室を限度として、家族数+1居室までの居室数を対象として行います。

4 建替防音工事

過去に住宅防音工事の助成を受け、その後建て替えられた住宅に対し行う住宅防音工事です。

5 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅等を対象として、世帯人員が4人以下は5居室まで、5人以上は世帯人員に1を加えた居室数を対象とする住宅防音工事です。

6 外郭防音工事

住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。現在のところ、85 W以上の区域で、初めて住宅防音工事を行う住宅、新規防音工事を実施した住宅及び追加防音工事が完了してから10年以上経過した住宅を対象としています。

◆ 対象区域は、縦覧図（各防衛施設事務所に設置）で自由に閲覧できます。◆